

事務連絡
令和2年3月23日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事業部

民間（七会）連合協定工事請負契約約款の訂正について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
先般、全建事発第108号にて、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款の改正について情報提供致しましたが、本約款改正について別添1のとおり訂正がありましたのでご連絡します。

なお、本約款改正版（冊子）については、使用開始に先行して3月より販売を開始いたしておりましたが、印刷の刷り直しのため、窓口での販売を一時停止しております。

既に改正版（訂正以前約款）を購入された方には、購入窓口にご連絡いただければ訂正後の改正版（訂正後改正版）と交換させていただくことになっております。ただし、訂正後改正版の納品が4月以降となる可能性もありますので、4月直近の契約で購入済みの訂正改正版の使用を希望される場合は、発注者・受注者間で別添2の「約款訂正に関する覚書」を取り交して使用するようお願い申し上げます。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、本件について、必要に応じて、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくようお願い申し上げます。

（参考）

- ・民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会のホームページ
<http://gcccc.jp/>

（添付資料）

- ・別添1 訂正表
- ・別添2 約款訂正に関する覚書

以上

【担当】事業部 平井 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

訂正表

該当条文	訂正前	訂正後
<p>【法定検査】 <u>第 23 条の 2 (1)</u> <u>及び同条 (2)</u> <u>いずれも後段の</u> <u>括弧書き</u></p>	<p>発注者に対し、検査（発注者が<u>本項</u> <u>の業務</u>を監理者に委託した場合は、 <u>監理者</u>）を求める。</p>	<p>発注者に対し、検査（発注者が<u>立会</u> <u>いを</u>監理者に委託した場合は、<u>監理</u> <u>者立会</u>いのもとに行う検査）を求め る。</p>
<p>【契約不適合責任 期間等】 <u>第 27 条の 2 (3)</u></p>	<p><u>発注者</u>の契約不適合責任を問う意 思を明確に告げることで行う。</p>	<p><u>受注者</u>の契約不適合責任を問う意 思を明確に告げることで行う。</p>
<p>【契約不適合責任 期間等】 <u>第 27 条の 2 (9)</u></p>	<p>…第 5 条に定める部分の瑕疵（構造 耐力又は雨水の浸入に影響のない ものを除く。）について請求等を行 うことのできる期間は、<u>10 年</u>とす る。</p>	<p>…第 5 条に定める部分の瑕疵（構造 耐力又は雨水の浸入に影響のない ものを除く。）について請求等を行 うことのできる期間は、<u>第 25 条又</u> <u>は第 26 条の引渡しを受けた日から</u> <u>10 年</u>とする。</p>
<p>【発注者の損害賠 償請求】 <u>第 30 条 (2)</u></p>	<p>本条 (1) a の場合においては、こ の契約に別段の定めのないときは、 <u>発注者は、受注者に対し、遅滞日数</u> <u>に応じて、請負代金額に対し年 10 パ</u> <u>ーセントの割合で計算した額の違</u> <u>約金（損害賠償額の予定。以下同</u> <u>じ。）を請求することができるもの</u> <u>とする。ただし、工期内に、第 25 条</u> <u>による部分引渡しのあったときは、</u> <u>請負代金額から部分引渡しを受け</u> <u>た部分に相応する請負代金額を控</u> <u>除した額について違約金を算出す</u> <u>る。</u></p>	<p>本条 (1) a に該当し、<u>発注者が受</u> <u>注者に対し損害の賠償を請求する</u> <u>場合の違約金（損害賠償額の予定。</u> <u>以下「違約金」については同じ。）は</u> <u>、この契約に別段の定めのないとき</u> <u>は、遅滞日数に応じて、請負代金額</u> <u>に対し年 10 パーセントの割合で計</u> <u>算した額とする。ただし、工期内に、</u> <u>第 25 条による部分引渡しのあった</u> <u>ときは、請負代金額から部分引渡し</u> <u>を受けた部分に相応する請負代金</u> <u>額を控除した額について違約金を</u> <u>算出する。</u></p>